



働き方改革は、
専門家に相談。

中小企業・小規模事業者の皆さま

社労士による訪問相談サービスを利用してみませんか

労務管理の専門家である社労士が あなたの会社を訪問して



「働き方改革」

を支援します！

相談無料

令和3年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）

受託者：



全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

働き方改革推進支援センター



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労務管理の専門家である社労士があなたの会社までお伺いします！

今年度から「**同一労働同一賃金**」への対応が中小企業にも求められています。

働き方改革関連法は順次対象が拡大され、中小企業・小規模事業者にも、2020年4月から「時間外労働の上限規制」が適用になり、2021年4月からは、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を是正するための「同一労働同一賃金」への対応が求められています。

「働き方改革推進支援センター」での窓口相談、社労士の訪問相談サービスを利用してみませんか！

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、就業規則や賃金規程の見直し、助成金の活用、テレワーク対応など、働き方改革に関連する労務管理上の課題について、窓口での対面や電話・メールでの無料相談を行っています。

また、社労士が会社までお伺いする訪問相談サービスも行っていますので、お気軽にご利用ください。

後日、社労士等から、電話でご案内をさせていただく場合がありますが、その際には、是非ご利用をご検討してみてください。

※すでに訪問相談サービスを利用されている中小企業・小規模事業者の皆さまにも、この資料をお送りしています。
再度のご利用もできますので、お気軽にご相談ください。

相談は無料です。1回2時間、3回の相談を標準としています。

労務管理の専門家である社労士が、労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、

ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてリードします。

訪問相談サービスの流れ

－ HOP －

貴社の
状況把握



貴社の状況把握

－ STEP －

解決方法の
ご提案



解決方法のご提案

－ JUMP －

提案後の
フォローアップ



フォローアップ



どんな相談が多いの？

残業を減らしたいが、やり方が分からない。

36協定の作り方が分からない。

新型コロナウイルス対策として、**テレワーク**や**時差通勤**を実施したいのだが、**就業規則は変更しなくていいのだろうか**、従業員にはどう伝えたらいいだろうか。

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、**どうしたら定着率を上げることができるだろうか**。

パートタイマーと正社員の賃金や手当を**どう見直せば、同一労働同一賃金になるのか**、難しくて分からない。

いろんな**助成金**があるが、使い方が分からない。

就業規則を見直したいが、どこから手を付けたらいいか分からない。

「働き方改革」と言われても、そもそも**労働関係の法律は複雑で何から手を付けたらいいか**、分からない。

最低賃金が毎年上がり、**どう対応したらいいのか**困っている。

**そのお悩み、ぜひ専門家に
ご相談ください！**

働き方改革グッドプラクティス2020

社労士による訪問相談サービスを利用した企業の体験談を紹介します。

効率化・改善部門

昇給制度を明文化し、モチベーション向上

株式会社 丸五商会（兵庫県姫路市）
従業員数：20人

専門家からのアドバイス

- 1 営業職の勤務実態の「見える化」
- 2 生産性向上策として「納品時の積み忘れ撲滅」をテーマにした自主改善運動
- 3 「ノー残業デー規定」の運用強化

経営者の声

時間外労働の対応に苦慮していたが、営業職の時間管理を強化する施策を助言していただき、**時間外労働が減少傾向に**。また、曖昧だった昇給制度を明文化することにより従業員のモチベーション向上につながったほか、**仕事の効率化が図れるようになった**。

同一労働同一賃金部門

不合理な待遇差のチェックと改善策

医療法人 こやなぎ内科循環器科クリニック（佐賀県鳥栖市）
従業員数：7人

専門家からのアドバイス

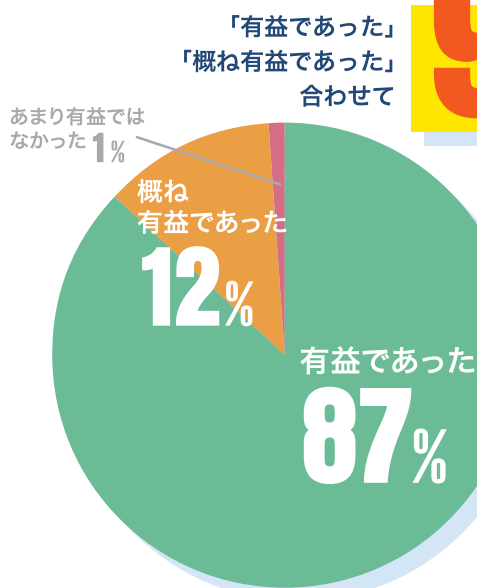
- 1 「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」を使用し、正社員と非正規雇用労働者との間の待遇差を確認
- 2 均衡待遇の実現と「キャリアアップの見える化」をアドバイス

経営者の声

専門家のアドバイスにより、正社員と非正規雇用労働者との間の待遇差について理解。改善を進めていくなかで、**給与の支給基準の見直しや手当を設けた理由を改めて再認識**し様々な気づきがあった。

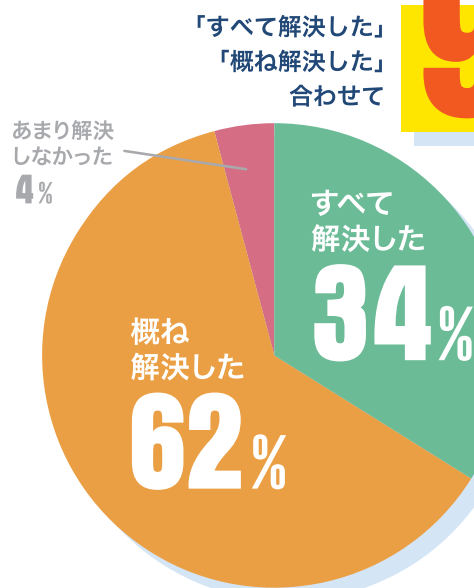
昨年度の満足度調査の結果から（有効回答数：21,285 事業所）

Q.相談支援の有益度は？



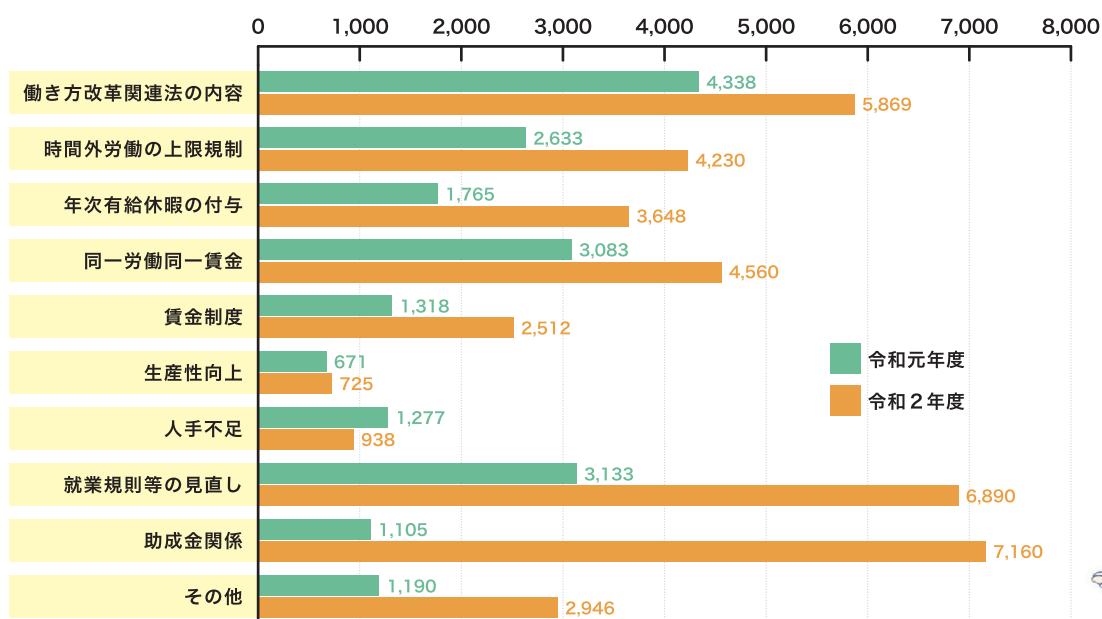
99%

Q.課題は解決した？



96%

Q.相談支援を希望したきっかけは？（複数回答）



多くの皆さまに
ご満足いただい
ています！



相談申し込み・お問い合わせ先



◀ 相談のお申し込みはこちらから

相談をご希望の方は、働き方改革特設サイトの訪問相談申込フォーム、もしくは別紙の申込書に必要事項を記入して、FAXにてお申し込みください。

後日、担当する社労士から電話又はメールでご都合をお伺いさせていただきます。

中小企業・小規模事業者の皆さま向け働き方改革特設サイト
<https://hatarakikata-sharoushi.org>

お問い合わせ先 全国社会保険労務士会連合会委託事業運営本部
E-mail: sr-jimukyoku@shakaihokenroumushi.jp

★限定プレゼント実施中！

相談の申し込みをいただいた方には、
本事業の訪問相談サービスによる
優良事例をまとめた

「働き方改革グッドプラクティス2020
支援事例集」を差し上げます。



※画像はイメージです